

国家知識産権局による  
「重大な専利権侵害紛争の行政裁決弁法」に関する公告  
第 426 号<sup>1</sup>

党中央、国務院による知的財産の保護を全面的に強化する戦略を真剣に貫徹して実行し、公平な競争の市場秩序の維持を確実にし、専利権者及び社会公衆の合法的權益を保障するために、法律、法規に依り全国で重大な影響のある専利権侵害紛争の行政裁決事件を取扱い、「中華人民共和国専利法」及び関連の法律、法規、規章<sup>2</sup>に基づいて、国家知識産権局は「重大な専利権侵害紛争の行政裁決弁法」を制定した。ここで発布し、2021 年 6 月 1 日より施行する。

国家知識産権局  
2021 年 5 月 26 日

**重大な専利権侵害紛争の行政裁決弁法**

**第 1 条** 党中央、国務院による知的財産の保護を全面的に強化する戦略を真剣に貫徹して実行し、公平な競争の市場秩序の維持を確実にし、専利権者及び社会公衆の合法的權益を保障するために、「中華人民共和国専利法」（以下「専利法」という）及び関連の法律、法規、規章に基づいて、この方法を制定する。

**第 2 条** この方法は、国家知識産権局による専利法第 70 条第 1 項にいう全国で重大な影響を及ぼす専利権侵害紛争（以下、「重大な専利権侵害紛争」という）の行政裁決の処理に適用する。

**第 3 条** 次に掲げるいずれかの状況は重大な専利権侵害紛争に該当する。

- (一) 重大な公共利益に関わる場合
- (二) 業界の発展に重大な影響を及ぼす場合
- (三) 省レベルの行政区域を跨ぐ重大な事件
- (四) その他の重大な影響を及ぼすおそれのある専利権侵害紛争。

**第 4 条** 重大な専利権侵害紛争に対して行政裁決を請求する場合は、第 3 条にいう状況に符合し、かつ次に掲げる条件を具備しなければならない。

- (一) 請求人が専利権者又は利害関係者である場合
- (二) 明確な被請求人がいる場合
- (三) 明確な請求事項及び具体的な事実、理由がある場合

---

<sup>1</sup> 国家知識産権局の公式サイト、訪問年月日：2021 年 6 月 2 日

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/28/art\\_74\\_159727.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/28/art_74_159727.html)

<sup>2</sup> 「規章」は日本語の「通達」に相当する。

(四) 人民法院が当該専利権侵害紛争について立件していない場合。

**第5条** 重大な専利権侵害紛争に対して行政裁決を請求する場合、「専利行政法執行弁法」の関連規定に基づいて請求書及び関連証拠材料を提出すると同時に、被請求人の所在地又は侵害行為地の省、自治区、直轄市の専利業務を管理する部門によって発行されたこの弁法第3条にいう状況を満たす証明材料を提出しなければならない。

**第6条** 請求がこの弁法第4条に規定する条件を満たす場合、国家知識産権局は、請求書を受け取った日から5営業日以内に立件し、かつ請求人に通知すると同時に、3名以上の奇数の担当者を指名して合議体を形成し、事件を処理しなければならない。事案が特に複雑な場合又はその他の特殊な事情がある場合は、承認を経て、立件期間を5営業日延長することができる。

請求がこの弁法第4条に規定する条件を満たさない場合、国家知識産権局は、請求書を受け取った日から5営業日以内請求人に立件しないことを通知して理由を説明しなければならない。

重大な専利権侵害紛争に該当しない請求は、国家知識産権局が立件せずに、管轄権のある地方の専利業務を管理する部門による処理を請求することができることを請求人に告知する。

**第7条** 省、自治区、直轄市の専利業務を管理する部門は、所轄区内の専利紛争処理の請求に対し、事案が重大な専利権侵害紛争に該当すると認める場合、国家知識産権局に報告して行政裁決を仰ぐことができる。

**第8条** 事件処理の担当者は、国家知識産権局によって発行された事件処理担当の証明書<sup>3</sup>を持っていなければならない。

**第9条** 事件処理の担当者は、次に掲げるいずれかに該当する場合は自ら回避<sup>4</sup>しなければならない。

- (一) 当事者又はその代理人の近親者に該当する場合
- (二) 専利出願又は専利権と利害関係を有する場合
- (三) 当事者又はその代理人とその他の関係を有する場合であって、案件の公正な処理に影響を及ぼすおそれがある場合。

当事者も事件処理の担当者の回避を申立てる権利がある。当事者が回避を申立てる場合は理由を説明しなければならない。

事件処理の担当者の回避は事件の処理を担当する部門が決定する。

**第10条** 国家知識産権局は、立件の日から5営業日以内に請求書及びその添付書類の副本を被請求人に送付しなければならない。被請求人に受領した日から15日以内に答弁書を提出し、かつ請求人の人数分の答弁書の副本の提供を要求しなければならない。被請求人が期間を過ぎても答弁書を提出しなかった場合でも、事件の処理には影響を及ぼさない。

被請求人が答弁書を提出した場合、国家知識産権局は受取った日から5営業日以内に答弁

---

<sup>3</sup> 原文は「弁案證件」である。

<sup>4</sup> 「回避」は、日本の除斥と忌避の両方が含まれる概念である。

書の副本を請求人に転送しなければならない。

国家知識産権局は同一の専利権を侵害する事件を併合して処理することができる。

**第 11 条** 事件の処理の過程において、請求人が被請求人の追加を申立てた場合、共同被請求人の条件を満たすとき、国家知識産権局は追加を裁定してその他の当事者に通知しなければならない。共同被請求人の条件を満たさないが請求条件を満たすときは、追加の申立てを却下し、別件で請求することを請求人に告知しなければならない。被請求人がその他の当事者を被請求人として追加することを申出た場合は、請求人に告知しなければならない。請求人が追加に同意した場合は裁定により追加を許可する。請求人が同意しない場合はその他の当事者を第三者として追加することができる。被請求人又は第三者追加の請求は口頭審理の前に申立てなければならない。そうでない場合は支持しない。

**第 12 条** 当事者による自らの主張に対しては証拠を提供する責任がある。当事者が客観的な理由により収集できない証拠は、国家知識産権局による調査、証拠の収集を書面により申立てることができる。事件の事実究明の必要に応じて、国家知識産権局は法に依り調査又は検査をすることもできる。

事件処理の担当者が調査又は検査のとき、人数は 2 名を下回ってはならず、かつ当事者又は関係者に事件処理担当の証明書を提示しなければならない。

**第 13 条** 事件処理の担当者は、調査又は検査するとき、次に掲げる職権を行使することができる。

(一) 関連の当事者及びその他の関連単位又は個人に尋問し、被疑専利権侵害行為に関する状況を調査する。

(二) 当事者の被疑専利権侵害行為の場所に対して現場検査を行う。

(三) 被疑専利権侵害行為に関連する製品を検査する。

調査又は検査とき、当事者又は関係者は協力し、協調すべきであり、拒絶し、阻害してはならない。

業務上の必要及び実情に応じて、国家知識産権局は関連事件の調査業務を関係する地方の専利業務を管理する部門に委託することができる。

**第 14 条** 専利権侵害紛争が複雑な技術的問題に関わり、検証鑑定を行う必要がある場合、国家知識産権局は、当事者の請求により、関連の単位に検証鑑定を委託することができる。当事者が検証鑑定を申立てた場合、検証鑑定単位は双方当事者による協議で決定することができる。協議が成立しなかった場合は国家知識産権局が指定する。検証鑑定意見は、質証を経なければ、事件の決定的根拠としてはならない。

当事者に鑑定の費用について約定がある場合はその約定に従う。約定がない場合、鑑定費用は鑑定申立人側が先に立て替え、事件の結審時に責任を負う側が負担する。

**第 15 条** 国家知識産権局は、技術調査官を指名して派遣して、事件の処理に関与させ、技術調査意見を述べさせることができる。関連の技術調査意見は、合議体が技術事実を認定するための参考とすることができる。技術調査官の管理弁法は別途に規定する。

**第 16 条** 国家知識産権局は、事案の必要に応じて、口頭審理の要否を決定する。口頭審理を行う場合、少なくとも口頭審理の 5 営業日前に口頭審理の時間、場所を当事者に通知し

なければならない。当事者が正当な理由なく参加を拒否した場合又は許可を経ることなく途中に退出した場合、請求人に対しては取下げ扱いとし、被請求人に対して欠席扱いとする。

**第 17 条** 次に掲げるいずれかに該当する場合、当事者は事件の処理の中止を申立てることができ、国家知識産権局も職権に依り事件の処理の中止を決定することができる。

(一) 被請求人が本件専利権の無効宣告を請求し、かつ国家知識産権局によって受理された場合

(二) 一方の当事者が死亡し、承継人が処理への参加の有無の意思表示を待つ必要がある場合

(三) 一方の当事者が民事行為能力を失い、法定代理人がまだ確定されていない場合

(四) 一方の当事者である法人又はその他の組織が終了し、権利義務の受継者がまだ確定されていない場合

(五) 一方の当事者が不可抗力の事由により、審理に参加することができない場合

(六) 当該事件が別の事件の審理結果に依拠しなければならないが、当該別の事件がまだ終結していない場合

(七) その他の処理を中止する必要がある場合

**第 18 条** 次に掲げるいずれかに該当する場合、国家知識産権局は事件の処理を中止しないことができる。

(一) 請求人によって提示された検索報告又は専利権評価報告では実用新案又は意匠専利権が専利権付与条件を満たさないとの欠陥が見られなかった場合

(二) 無効宣告手続において、すでに当該実用新案又は意匠専利に対し有効を維持する旨の決定が下された場合

(三) 当事者による中止の理由が明らかに成立しない場合。

**第 19 条** 次に掲げるいずれかに該当する場合、国家知識産権局は事件を取消すことができる。

(一) 立件後に受理要件を満たしていないことが発覚した場合

(二) 請求人が処理の請求を取り下げた場合

(三) 請求人が死亡し又は抹消され、承継人がおらず、又は承継人が処理の請求を放棄した場合

(四) 被請求人が死亡し又は抹消され、又は義務を負うべき者がいない場合

(五) その他の事件を取消す必要がある場合。

**第 20 条** 行政裁決の期間中、関連専利権が国家知識産権局によって無効宣告された場合は、事件の処理を終了させることができる。上記権利の無効宣告の決定が、発効された行政裁決により取消されたことを証明する証拠がある場合、権利者は別途請求することができる。

**第 21 条** 国家知識産権局は、当事者間の調停を組織することができる。双方当事者が合意に達した場合、国家知識産権局が調停合意書を作成し、公印を押印し、双方当事者が署名し又は捺印する。調停が成立しなかった場合は、遅滞なく行政裁決を行わなければならない。

**第 22 条** 国家知識産権局が専利権侵害紛争を処理するとき、立件の日 3 月以内に結審しなければならない。事件が複雑で又はその他の理由により、所定の期間内に結審することが

できなかった場合は、承認を経て1月延長することができる。事案が特に複雑で又はその他の特殊な事情があり、延期しても結審することができなかった場合は、承認を経て延期を継続するとき、延長される合理的な期間を同時に決定しなければならない。

事件の処理の過程において、中止、公告、検証、鑑定等の時間は、前項にいう事件の処理の期間に算入しない。請求の変更、共同被請求人、第三者を追加する場合、事件の処理の期間は請求の変更、共同被請求人、第三者が確定された日より改めて計算する。

**第 23 条** 国家知識産権局は、行政裁決を行うときは行政裁決書を作成したうえ公印を押印しなければならない。行政裁決において専利権の侵害行為が成立すると認定した場合、侵害行為の即刻の停止を命じなければならない、かつ必要に応じて侵害行為を遅滞なく制止することの協力、協調を、関係主管部門、地方人民政府の関係部門に通知しなければならない。当事者に不服がある場合、行政裁決書を受領した日から15日以内に「中華人民共和国行政訴訟法」に基づいて人民法院に訴えを提起することができる。法律に規定する場合を除き、訴訟期間中行政裁決の執行を停止しない。被請求人が期間を過ぎても訴えを提起せず侵害行為も停止しない場合は、人民法院に強制執行を申立てることができる。

行政裁決が行われた後、「政府情報公開条例」及び関連の規定に従い社会に公開しなければならない。行政裁決が公開される際に商業秘密に係る情報を削除しなければならない。

**第 24 条** 事件処理の担当者及びその他の職員が職権濫用、職務怠慢、私利のために不正を働き又は事件の処理の過程で知り得た営業秘密を漏洩した場合、まだ犯罪を構成していない者に対しては法に依り政務処分をし、犯罪の疑いがある場合は司法機関に移送して処理する。

**第 25 条** この弁法に規定していないものは、「専利行政法執行弁法」及び国家知識産権局による専利権侵害紛争の行政裁決に関する規定に従って実行する。

**第 26 条** この弁法は国家知識産権局が解釈する。

**第 27 条** この弁法は2021年6月1日より施行する。